

1900年代～1910年代カリフォルニア州における 保護観察制度の展開

— 都市公立学校との関係に着目して —

大 森 万理子
(2022年10月7日受理)

The development of the probation system in California from the 1900s to the 1910s:
Cooperation with urban public schools

Mariko Omori

Abstract: This paper examines the development of the probation system in the early 20th century, focusing on the activities of probation officers in the juvenile court in the US state of California and their cooperation with urban public schools. The sources used include proceedings of the National Conference of the Charities and Correction (NCCC), annual reports of the City and County of San Francisco Juvenile Court, and publications of the Los Angeles County Juvenile Court. I first address a discussion of the NCCC, showing what issues were shared within the national network of social work at the time. Second, after presenting an overview of the juvenile justice system in California, I describe the “problem” of truant children who were placed on probation. Third, I explore the cooperation between the juvenile court and public schools, and the functions expected for probation. Through the above analysis, I identify the characteristics of California’s probation system and the activities of probation officers within that system. First, in California, the juvenile court and public schools actively collaborated, as proposed by the NCCC. As stated in the Juvenile Court Law, probation officers had powers equivalent to those of truant officers. Although prior research has tended to focus on probation officers’ interventions in families, there was a close collaboration not only with the home but also with public schools. Second, in California, the definition of dependent children in the Juvenile Court Law of 1903 included “a persistent truant from school.” It is significant that according to the Juvenile Court Law, children absent from school were considered subjects for protection. Third, the juvenile court attempted to prevent and solve crimes; that is, to educate children by using the probation system, rather than merely punishing them.

Key words: probation, juvenile court, truancy, delinquency, dependent children

キーワード：保護観察，少年裁判所，怠学，非行，要保護児童

はじめに

本稿では、20世紀初頭アメリカにおける保護観察制度の展開について、カリフォルニア州の少年裁判所の下に置かれた保護観察官（probation officer）の活動と都市公立学校との関わりに着目して明らかにする。

19世紀後半アメリカでは、社会改良家たちによるセツルメントハウスでの活動や、感化院の設置奨励に見られるように、非行児童や要保護児童への積極的な介入と保護が進んでいた。児童救済運動の改革の一つの集大成として、1899年にイリノイ州で全米初の少年裁判所法が制定されたことは周知のとおりである。これ

に対して、プラットは、従来の人道主義的評価を避け、いかに子どもの非行というカテゴリーが創出されたか、その青少年犯罪の認知と発見の過程について明らかにした（プラット 1989: 1-2）。児童救済運動を通して「問題のある子ども」は、学校に行かず、都会の路上にたむろする子どもでもあるというイメージが作り上げられ（ジョーンズ 2005: 62）、子ども期を享受できるよう救済しようとするロマン主義的関心が注がれていたことが論じられてきた（カニンガム 2013: 191）。

本稿で対象とする怠学児童の「問題」について論じた研究には、蓄積がある。アメリカ史の先行研究においては、タイヤックらによる怠学取締官に関する研究（Tyack and Berkowitz 1977）のほか、倉石が教育福祉という観点からスクール・ソーシャルワーカーの元となったビジティンク・ティーチャーの成立と展開について論じている。怠学・長欠児の家庭を訪問するビジティンク・ティーチャーの活動を倉石は、「学校機能の福祉化」という概念で捉えている（倉石 2014: 56）。こうしたビジティンク・ティーチャーの役割の分析は、福祉国家における「保護複合体」を構成するアクターについての研究として捉えることができる。ドンズロは、ソーシャルワーカーに代表される「保護複合体」が個々の家族に接触し、「家族による管理」を行うという、近代的な統治について明らかにしている。家族の統治は、司法・医学・教育の戦略的鎖列に基づいて展開した（ドンズロ 1991: 115）。だが、それ以降のアメリカ教育史研究で「保護複合体」を参照した研究の目立った展開は見られない。そこで本稿では、少年司法と都市公立学校の連携という新たな視点でこの課題に取り組む。

本稿は、少年裁判所法の制定が契機となって、各州で設置が促進された保護観察制度の展開に着目する。保護観察制度とは、裁判所による判決によって、少年鑑別所やその他の施設等に送致されなかった者や退所が認められた者のうち監視が必要と判断された者に、一定の期間、担当の保護観察官が割り当てられる制度である。矯正学校のような施設収容への批判が、保護観察制度の普及の背景にあったとされる（Mennel 1973: 114）。アメリカで保護観察の先駆けとなる活動を開始したのは、1869年のマサチューセッツ州であるとされるが、その後、少年裁判所運動によって制定が促進され、1917年までにワイオミングを除く全ての州で子どもの保護観察制度が制定された（菊田 1968: 35, 37）。

保護観察制度に関する先行研究ではイリノイ州に研究が集中しており、例えば、シカゴを検討の対象としたウィルリッチは、革新主義期に裁判所が社会的統治

の介入手段となったことを論じる中で、保護観察制度を取り上げている（Willrich 2003: 61）。イリノイ州に研究が偏向していることへの批判として、1889年以前のミシガン州でも保護観察下で非行児童に対する特別な配慮は行われていたことを指摘する研究や（Hurl and Tucker 1997: 927; Wolcott 2003: 109）、国際的な保護観察制度の成立と展開を明らかにする研究も蓄積されている（Vastone 2008: 735）。

先行研究において、保護観察官の活動のなかで家庭との連携が重視されていたことは度々言及されてきた。例えば、クヌプファーの指摘によれば、初期の保護観察官には、専門性よりも母性的な性格が期待され、子どもたちの家庭や近隣を調査し、親に対して育児、衛生、家事などの指導を行なったとされる（Knupfer 1999: 481-482）⁽¹⁾。しかしながら、子どもの実際の教育の場である学校とのインターフェイスとなる保護観察官の活動については、これまで十分な検討がなされていない。したがって、本研究では、従来の研究では看過されてきた、公立学校との関係性について注目する。本稿では、カリフォルニア州に焦点を当てることとするが、アメリカ国内の先行研究において、カリフォルニア州の保護観察制度については、十分な検討がなされていない⁽²⁾。

主な史料として、全米慈善矯正会議（National Conference of the Charities and Correction）の議事録、サンフランシスコ市ならびにカウンティ少年裁判所（以下、サンフランシスコ少年裁判所）の年次報告、ロサンゼルス・カウンティ少年裁判所の発行物等を用いる。サンフランシスコとロサンゼルスは、カリフォルニア州内で北部と南部をそれぞれ代表する中心的な都市である。特に、サンフランシスコ少年裁判所は、州内の少年裁判所に関連する事業の中核として、様々なカウンティの保護観察官に情報や協力を提供する役割を担っていた（SFJC 1911: 25）。よって、全米慈善矯正会議で議論された少年司法に関する方針についても、州内の他の少年裁判所に比べて迅速に情報を得て、実行していたと推定される。

本稿の構成としては、第一に、全米慈善矯正会議の議論を取り上げ、全国的なネットワークの中で、当時の少年司法の課題としてどのようなことが共有されていたかについて示す。第二に、カリフォルニア州における少年司法の概要を示した上で、保護観察の対象となった怠学児童の「問題」について述べる。第三に、公立学校との連携の実態と保護観察に期待された機能について論じる。

1. 少年裁判所と公立学校の連携 — 全米慈善矯正会議での議論

本章で取り上げる全米慈善矯正会議は、1874年以来、毎年開催されていた全米レベルの会議である⁽³⁾。会議で議論されたテーマは多岐にわたったが、1916年の会議では、社会問題の勃興、醜聞、失業、精神薄弱と狂者、公的慈善と民間慈善、矯正、児童、健康といった部会が設置された。1916年時点で、維持会員と正会員を合わせて2,803名を抱える会議であった（NCCC 1916: v）。

1916年にインディアナポリスで開催された全米慈善矯正会議の児童部会では、「公教育と社会事業（Public Education and Social Service）」がテーマとして掲げられた。議長を務めたジュリア・C・ラスロップは、同部会の開会に際して、「社会事業は、公立学校を理解し、支援しているのか」という課題について提示したいとし、それぞれの事例において、学校と社会的な活動の間の協同の形が提示されることを期待した（Lathrop 1916: 555）。開催された6つの分科会のうちの1つで、ワシントンD.C.の少年裁判所裁判官J・ウィルマー・ラティマーと、ニュージャージー州の主任保護観察官であるジョン・J・ガスコインが報告を行なっている。

ラティマーは、「公教育との関係における少年裁判所」というタイトルで、「将来の少年裁判所と公教育との関係」について論じた。ラティマーは、「裁判所が、子どもの訓練の役割を担うのは、最後の手段である」（Latimer 1916: 576-577）と述べ、可能な限り、親と学校の手元に子どもを置いておくべきであると考えていた。それが不可能な場合、つまり、親を失った子どもで、学校で十分な対処ができない場合に裁判所が必要とされるのだと言う。その上で、少年裁判所と学校の関係について、次のように述べる。

子どもが裁判所に連れてこられた状況を十分に理解し、改善できるように、学校と裁判所は、継続的に協働しなければならない。協同の細部は、地域状況によって幾分かは必ず左右されるであろう。しかし、原則が確立されているので、運用と協同の細部は、難しくないだろう。その原則とは、次のようなことである。公教育は、子どもの十分な身体的な訓練だけでなく、知的・道徳的能力の両方の発達と規律を含意していること。裁判所は、法によって定められたこれらの目的に対する規則を強化することが必要なときのみ、介入すべきであること。そして、司法権を行使するときには、そのサービス

は、裁判所の保護観察の監督の下で子どもを学校に預けるように言い渡すのが最善であること。学校と裁判所との関係が緊密であるほど、夫、父、市民としての義務や責任を想定して、子どもが道徳的、身体的、知的に訓練されることを助ける統制的（governmental）機能をそれぞれ〔筆者註：裁判所と学校〕が効果的に働かせる見込みは高まるであろう（Latimer 1916: 583）。

ラティマーは、学校と裁判所が緊密に協同することによって、双方の統制的機能を効果的に発揮できると主張する。その上で前提となっているのは、裁判所が止むを得ず司法権を行使するときでも、可能な限り、保護観察官の監督の下で、子どもたちを学校に戻すことであった。

同分科会で、主任保護観察官ガスコインも、「保護観察官が教師を助ける最善の方法は？」というタイトルで報告を行っている。保護観察官は、保護観察下の全ての子どもの「親の代理（loco parentis）」であると述べ、子どもが学校外にいるときこそ、保護観察官は、教師の助けとなると言う。少年裁判所に連れてこられる子どもの大半が、「無関心で、軽率で、いくつかの事例では悪質」な家庭の子どもであるといい、そうした場合に保護観察官が介入することが必要なのだと述べる（Gascoyne 1916: 584）。先のラティマーと同様、家庭環境の不適切さが裁判所の介入の理由とされている。ガスコインは、子どもを保護観察に付するときの最初のステップとして、教師と保護観察官の間で協議の機会が持たれることが重要であるといい、継続的な報告の実施によって、学校との連携を維持すべきだと主張した。その上で、保護観察官の学校との関わりについて、具体的な提案をガスコインは行っている。例えば、保護観察中の子どもが読書をするときには、教師のアドバイスに従うよう勧めたり、また時に子どもと教師の相性が良くないと判断される場合には、担任の教師を変更することを提案した（Gascoyne 1916: 584-585）。

以上のように、全米慈善矯正会議という全米レベルの会議において、社会事業と公立学校の連携が提起され、その方針は、各州で実践に資する専門家やリーダーたちに共有されていた。社会事業の近接領域である保護観察についてもその部会で議論され、裁判官や保護観察官が少年裁判所と学校の具体的な連携のあり方を示唆したが、両者との仲介的な役割を期待されたのが、保護観察官であった。次章以降では、カリフォルニア州に焦点を絞り、少年司法の実態と保護観察官の活動について論じる。

2. カリフォルニア州の少年裁判所下の非行規制

(1) カリフォルニア州の少年司法の端緒

カリフォルニア州議会では、先行のイリノイ州、コロラド州、ニューヨーク州などに倣って、1903年に16歳未満の子どもの対象とする少年裁判所法 (Juvenile Court Law) が可決・制定された。州議会での少年裁判所法制定を受け、サンフランシスコでは、1903年に少年裁判所設置のための予備事業が開始され、1904年に正式に設立された (SFJC 1932: 5)。1905年に少年裁判所法が改正され、7名の市民によって構成される保護観察委員会 (Probation Committee) が設置された (CSBCC 1906: 131-132)。サンフランシスコでは、この委員会の下で保護観察官1名と代理人4名が任命された (Todd 1906: 7)。ただし、サンフランシスコでは、1906年に大地震が発生した混乱で、保護観察官の人数が減らされ、1906年12月1日付の主任保護観察官は、アーサー・J・トッド、代理保護観察官は、J・C・アストレド、R・O・ヤング、メアリー・コンリンの合計4名が務めていた (SFJC 1906: 1) ⁽⁴⁾。

これらの保護観察官の給与は、当初、様々な慈善協会や女性クラブ等の民間団体の寄付に依存していた (SFJC 1906: 7)。給与以外の臨時の経費は、公費から支払うこととなっていたが、給与については保護観察委員会と補助委員会が中心となって資金集めを行なった。これに対して、当時の主任保護観察官であったトッドは、保護観察官の給与を公費で賄うべきだと主張した。「支援の負担は、少数の関心の高い、心ある市民ではなく、利益を享受する地域社会全体が引き受けるべきだ」として、他州での有給保護観察官の雇用状況を例にあげ、サンフランシスコでも主任保護観察官と代理人には、他の公務員と同じように給料が支払われるべきだと述べる。ただし、業務の増加に対応するために支援員を追加するのであれば、その費用は民間団体から拠出されることを期待していたようである。トッドは、他の都市にならい、「有給保護観察官とボランティアの組み合わせが最も効果的である」とも述べている (SFJC 1906: 21)。

こうした主張が反映され、1909年3月8日に改正、承認された少年裁判所法では、サンフランシスコ市・カウンティに11名の保護観察官が任命され、その資金は、公費で賄われることとなった (SFJC 1911: 11)。その2年後の1911年改正の少年裁判所法の条文では、第11条で「すべての保護観察官および保護観察官補佐の給与は、カウンティの役員の給与と同様に、それぞれ任命されたカウンティの公費から支払われるものと

する」と明示されている (BSLAC 1912: 137)。保護観察官の給与額について示されている第10条によると、「第1級のカウンティ」の場合、保護観察官には月200ドル (1名)、保護観察官補佐には月150ドル (2名) あるいは100ドル (16名)、保護観察官事務員には月75ドル (1名) が支払われた (BSLAC 1912: 135)。

一方、保護観察官の資格については、1911年少年裁判所法の改正時点では、条文に言及がない。例えば、イリノイ州では、1905年の少年裁判所法改正以降、各カウンティが公務員試験を実施していたが (Knupfer 1999: 480)、カリフォルニア州では、公務員資格が必要とされていなかったのである。1911年の裁判官カーティス・D・ウィルバーの見解によると、カリフォルニア州政府の公務員化の動きとは別に、当初から、保護観察官を実力のみで任命することが重要視されてきた。これは、「政治的な配慮にとらわれずに最高の人材を保護観察官に確保すべきであるという理由だけでなく、保護観察官の知識と経験の向上を公衆が享受できるように、可能な限り保護観察官の任期を長く継続すべきであるという理由もある」という (Wilbur 1912b: 66-67)。

(2) 非行の取り締まり—怠学の問題

子どもたちが、裁判所へ連れてこられる過程においては、警察と保護観察官の協力が不可欠であった。子どもたちへ関心を払い、監督を行うよう親に働きかけるため、警察側も保護観察官との協同を求めている (SFJC 1917: 9)。

次に、非行の取り締まりの状況を概観するが、ここでは、例として1911年のサンフランシスコの状況を主に参照する。年齢・男女別の輔導件数は、次の表のとおりである。表からは、学齢期の子どもが多く含まれていることが確認できる。男子927名、女子78名が何らかの非行事由によって輔導されており、男子に比すると女子の輔導件数は圧倒的に少ない。この男女比の不均衡は、1900年代から1910年代にかけて、一貫して確認される。例えば、1906年に輔導された人数は、男子173名、女子6名 (Todd 1906: 10)、1916年は男子636名、女子341名 (SFJC 1917: 5) であった。

表 年齢・男女別輔導件数 (1911年)

		(件)										
年齢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計
男	52	25	52	55	116	144	182	214	64	16	7	927
女	-	-	1	1	3	7	22	18	16	6	4	78

出典: San Francisco Juvenile Court, *Annual Report* (1911) p. 15, p. 20 をもとに筆者作成。

では、どのような行為で、子どもたちは輔導されたのだろうか。1911年の男子の輔導理由は、多いものから順に「窃盗」(169件)、「浮浪」(146件)、「治安妨害」(145件)、「警察条例違反」(141件)等となっている。なお、女子の輔導理由については記されておらず、上記の輔導件数の不均衡からも、非行とマスキュリティを結びつけるまなごしが存在していたことが窺われる。注目されるのは、非行事例のなかで数は少ないながらも、「怠学」(4件)が輔導理由として挙げられていることである(SFJC 1911: 17)。つまり、学齢期の子どもが、学校に行かないことは、取り締まられるべき対象であった。怠学による輔導の件数は、1906年1件(SFJC 1911: 10)、1911年4件(SFJC 1911: 17)、1916年29件(SFJC 1917: 5, 8)と推移している。他方で、この怠学は、その他の非行とは区別されていたことも事実である。報告書の中で、輔導理由を示す一覧には、「怠学は、非行(delinquent)というよりも要保護(dependent)であり、大抵は、保護行為の下で法廷に連れてこられている」と註が付されている(SFJC 1911: 17)。

要保護児童とは、どのような子どもたちなのか。裁判官ウィルバーによれば、少年裁判所法における要保護児童の定義は、1877年から1878年に制定された「児童等を不当待遇から保護するための法律(An act for the protection of wrongs to children, etc.)」を踏襲したものであった(Wilbur 1912c: 12-13)。1903年少年裁判所法の要保護児童の定義は次のとおりである。

この法律において「要保護児童」とは、16歳未満の児童であって、物乞いをしているか、施しを受けたり、集めたりしているか(実際に物乞いをしていても、何かを売ったり提供したりするという口実があっても)、または物乞い、施しを受ける目的で路上、道路、または公共の場所にいることが判明した児童、または放浪していることが判明した児童であって、家庭、何らかの居住地、適切な保護者、または目に見える生計手段を持たないものをいうものとする。貧窮していることが判明した者、または両親、保護者、その他の者のネグレクト、虐待、墮落のために、その家庭が当該児童にとって不適切な場所であることが判明した者。悪名高い犯罪者や売春婦と頻繁に交際している者、売春宿や斡旋所に居住または滞在している者、親や保護者を伴わずに酒場や、蒸留酒・ワイン・酎酒や麦芽酒が販売、交換、譲渡されている娯楽施設に常習的に出入りしている者、手に負えない者、学校を継続的に怠学している者(CSBCC 1905: 151)。

ウィルバーは、この要保護児童の定義について、「少年法で本質的に追加されているのは、言い回しに若干の違いはあるものの、『手に負えない者、学校を継続的に怠学している者』という文言だけである」とコメントしている(Wilbur 1912c: 12)。ここで注目されるのは、継続的に怠学するという行動が、要保護児童の、すなわち「保護されるべき」子どもの特性の一つとして、少年裁判所法に追記されたことである。

この時期に怠学が「問題」とされたことの原因には、就学義務規定の制定と普及が背景にある。米国教育局(United States Bureau of Education)の調査によれば、1852年のマサチューセッツ州における規定を皮切りに、20世紀初頭にかけて全米各州で就学義務規定の法制化が進行した。カリフォルニア州では、1874年に最初の就学義務規定が明文化されている(Deffenbaugh 1914: 10)。1911年の制定法では、8歳から15歳までを義務就学期間とし、就学免除対象となる場合を除いて、学校へのフルタイムの就学が求められた。就学免除対象となったのは、(1)身体的あるいは精神的障害を有する児童、(2)労働資格を有する12歳から15歳の児童、(3)住居から2マイル以内に公立学校がない児童、(4)グラマースクール課程を修了している児童、(5)通学することが実行不可能であったり、健康に危険を及ぼすような状況にある場合である(Deffenbaugh 1914: 28)。怠学は子どもたちの新たな「問題」として立ち現れ、非行規制の理由の一つとして扱われたといえる。

(3) 要保護児童と非行児童

すでに述べたように、怠学で連行された子どもたちは、実質的には非行児童ではなく、要保護児童であったことが報告されていた。だが、非行児童と要保護児童の区別は、それほど明確に認識されていたわけではなく、二つの集団の混在した状況は、少年裁判所の取り扱うケースで頻繁に生じていた。裁判官ラティマーは、次のように述べる。

いわゆる要保護と非行の集団の間に、訴訟手続きの違いがあるべきではない。申し立てられた非行のほとんどの事例において、その子どもがそのように分類されるべきであるかどうか、あるいは要保護としてみなすべきであるかどうかを決めることは、ほぼ不可能である(Latimer 1916: 579)。

ラティマーは、要保護児童が、非行を犯す可能性は極めて高いとし、区分することは不可能であると考えていた。「大酒飲み」の父親と「売春婦」の母親の子ど

もたち、つまり保護が必要と思われる子どもたちが盗みを犯した場面を例に挙げ「重要な事実は、これらの少年のうち一人が何かを盗み、法に違反したことでなく、二人ともが国家の手によるケア、教育、そして保護を必要としていることである」(Latimer 1916: 579)と述べた。つまり、非行児童が盗みを犯すのは、その子どもたちが、同時に要保護児童でもあるからだというのである。

他方、要保護児童の存在を注視する者もいた。サンフランシスコ少年裁判所裁判官フランク・J・ムラスキーは、「非行児童の処遇は、要保護児童よりも相当な程度の衆目を集めたが、後者(筆者註:要保護児童)は、深い同情と細心の注意向けられなければならない一つの階層を形成している」(Murasky 1911: 8)と述べる。当時、世論は非行児童に注目していたが、ムラスキーは、むしろ要保護児童の存在に目を向けるべきであると主張していた。

保護観察官の活動においては、個人の問題として要保護児童や非行児童の事例を捉え、個々の原因の調査が実施されるようになった。保護観察官のアストレドは、要保護児童や非行児童として子どもたちが、裁判所に連れてこられる背景には、親を含む家庭やコミュニティの環境に要因があると認識していた(SFJC 1911: 21)。また、主任保護観察官のトッドは、非行の事例の中にも要保護児童が紛れているため、単に犯罪を犯したかどうかよりも、その子どもの個々の状況を重視すべきであると考えていた(Todd 1906: 13)。こうした言説には、精神医学の影響が窺える。非行少年を対象とした児童相談を開始した医師ウィリアム・ヒーリーは、非行の原因には、子どもの身体状態、感情的生活、知的能力、環境的背景といった複数の要因が絡み合っており、個人のレベルでしか、問題を説明することはできないと考えていた(ジョーンズ 2005: 84-85)。それゆえ、個々の子ども、家族、地域を調査することによって、その子どもの行動の原因を特定する必要があると認識されるに至ったのである。

カリフォルニア州の1903年少年裁判所法の制定において、「学校を継続的に怠学する者」が追記されたことが示すように、怠学は「保護されるべき」子どもの問題として現れてきた。「窃盗」、「浮浪」、「治安妨害」を犯す非行児童とは異なる子どもたちとして認識されながらも、適切な保護のもとにない要保護児童が、非行児童になる可能性は高く、連続性があると考えられていたため、明確な区別はなされていなかったのである⁽⁵⁾。他方で、精神医学の「科学的」知見の影響を受け、個々の子どもの事例を調査することが重視されたことで、要保護児童と非行児童の対処の方法にも変化が生

まれたと推測される。要保護児童の怠学問題に対して、どのような対策が講じられたのか、次章では、保護観察官の具体的な活動について検討する。

3. 都市公立学校との連携の実態

(1) 保護観察官と都市公立学校

第1章で示したように、全米慈善矯正会議において、少年裁判所が公立学校と協同することが提起されていた。カリフォルニア州においても、公立学校の存在は、少年裁判所にとって重要な位置を占めていた。1905年、ロサンゼルス市のポリテクニク・ハイスクールのティーチャーズ・インスティテュートで行われた演説で、裁判官ウィルバーは「ロサンゼルス市の公立学校は、少年裁判所の仕事において最も重要な要素なのである」(Wilbur 1912a: 18-19)と述べ、繰り返して、子どもを公立学校に通学させることの重要性を強調した(Wilbur 1912a: 25-27)。本章では、実際の保護観察官の活動の中で、公立学校との連携がどのように図られたか、確認することとしたい。

輔導された子どもたちには、まず、その身辺調査がなされた。「両親、両親の監督、両親の性格、周囲の環境、少年に対する両親の態度」に関する状況を確認するため、家庭に関しての徹底した調査が行われたほか、学齢期の児童であれば、学校の記録についても調査された(SFJC 1911: 16)。二度目の違反で裁判沙汰になった場合には、家庭と学校を訪問し、状況の変化について確認されており、家庭と学校の環境に非行の原因があると想定されていたといえる。こうした調査には、ソーシャル・ケースワーク論を確立したメアリー・リッチモンドの影響があったと思われる。リッチモンドは1917年に『社会診断』を刊行し、個別の援助に基づくソーシャル・ケースワークは、その専門性を認められつつあった(一番ヶ瀬 1963: 152)。

輔導された子どもは、大抵の場合、5ドルの保釈金を支払えば保釈された。保釈されない場合は少年鑑別所に入ることになるが、そうした場合も審理の際に出廷することを約束すれば、保護観察官の監督の下で、家庭へ戻されることが多かった。1911年には、輔導された男子のうち118名が保護観察に置かれ、女子も78名中24名が保護観察とされた(SFJC 1911: 17, 20)。保護観察に付された場合、子どもは、主任保護観察官との面接を受け、担当の保護観察官を割り当てられた。家庭との連絡に加えて、担当の子どもが学校に通っているのであれば、校長と担任教師と連絡を取る必要があった。保護観察官は、それぞれの子どもについての現状報告を主任保護観察官に提出して、情報を共有し

た (SFJC 1911: 19-20)。家庭と学校との連携を取りながら、保護観察に置かれた子どもたちの状況を把握することが、保護観察官の役割であった。

保護観察官は、どの程度の業務を担っていたのだろうか。ある女性の保護観察官は、サンフランシスコ市内の学齢期の男子全員を担当していた。この保護観察官は、「学校を訪問し、教師や校長と連絡を取る。教師と校長、そして家庭から、少年の記録を得る。彼女の地区は市内全域に及び、現在、60名ほどの少年が彼女のリストに載っている」とされる (SFJC 1911: 27)。ここからも、学校と家庭との情報の共有が保護観察官の業務のなかで重視されていたことがわかる。だが一方で、サンフランシスコ市内全域の全ての学齢期の保護観察中の男子を担当していたという状況からは、実態として、対象児童との緊密な関係性の中で活動を行うことは困難であったことが推測される。

サンフランシスコにおいて、保護観察官と公立学校との関わりが、子どもたちの怠学を防止するためとりわけ重視されていたことは、すでに述べたとおりである。子どもの怠学は、軽犯罪を誘発するとされ、保護観察官は、怠学取り締まりの役割を担った (Todd 1906: 16)。1911年改正の少年裁判所法では、第15条に「すべての保護観察官は、その保護観察官が任命されたカウンティ内で、学校の出席取締官が他に設けられていない部分については、学校の出席取締官の権限を持ち、他の職務と矛盾しない場合には、その権限を行使するものとする」(BSLAC 1912: 138)と明記されている。怠学の取り締まりは、もともと、保護観察官の役割として想定されていたわけではない。従来は、怠学の取り締まりは、出席取締官あるいは怠学取締官 (truant officers) という役職が担当していたが、サンフランシスコ大地震に起因する怠学取締官の不足という特殊な状況ゆえ、保護観察官がその役目を担っていた。従来の窃盗等の明らかな犯罪行為に止まらず、怠学も取り締まりの対象となり、保護観察官には、怠学取締官と同等の権限が与えられることとなった。

保護観察官は、子どもたちの通学状況を管理するために、報告書の提出や電話による情報収集によって、学校との連携を緊密に行う必要があった。これらの保護観察官との連携については、犯罪の抑止については学校システムの向上のために、学校側も肯定的に受け止めていた。しかし、保護観察官と公立学校の連携だけで怠学の「問題」を解決できない場合には、怠学児童を対象とするペアレント・スクールやその他への委託が必要となることもあった。

手工訓練や監督下での遊びを公立学校のすべての部

局に拡張することは、怠学の問題を解決するために役立つだろう。だが、それが達成されるまでは、裁判所、怠学取締官、ペアレント・スクール、そして労働委員会の知を結集することが求められるだろう。混乱し、学校の部局が不利な立場に置かれている状況では、これまでになく、そのような行動の協同が必要とされる (Todd 1906: 16-17)。

怠学の問題を学校だけに託するのではなく、少年裁判所を含めた複数の子どもの保護に関与する組織や人々の協同によって、問題に取り組むことが示唆されている。

(2) 予防的機能と治癒的機能

保護観察制度には、いくつかの効果が期待されていた。まず、一つは、公的資金の経費削減である。インダストリアル・スクール等の施設に子どもを委託する数を減らし、代わりに保護観察に付することによって、コスト削減を図っていた。1906年の報告では、本来なら施設委託が推奨される子ども30名～40名を保護観察に置くことによって、10,000ドル以上節約できたとされる (Todd 1906: 20)。

それに加えて、保護観察が持つとされた重要な機能の一つには、予防的機能がある。保護観察官は、輔導される前の子どもをも保護観察の対象とすることがあった。例えば、1917年の報告によると、78名の子どもが「特別あるいは非公式の保護観察」に付されていた (SFJC 1917: 7, 9, 11)。「裁判所の節約的、予防的仕事は、実際に輔導されたり、規律訓練のために裁判所の前に連れてこられた子どもたちにのみ限定されず」、「深刻になる前に」保護観察官がしばしば呼び出された。保護観察官トッドは、これを「真の予防」であるとし、親や教師は、そうした業務の「抑止的価値」を認めるだろうと述べる (Todd 1906: 20-21)。

もう一つの保護観察の機能は、治癒的機能である。トッドは、保護観察中の子どもたちへの保護観察官の業務は、単に犯罪から距離を取るという「否定や抑制」だけではなく、子どもたちに「改善のための誠実な努力」をさせることであるという。保護観察中の子どもたちは、「きちんとした習慣を身につけ、財産を尊重し、堅実に働き、定期的に学校に通い、そして治安を維持するよう」訓練されるのである。このような裁判所の治癒的機能をトッドは「教育的価値」とも言い換えている (Todd 1906: 20-21)。裁判官ウィルバーもまた、「現在、私たちは医者がするように少年を治療しようとしている。(中略)少年裁判所の取り組みは、少年のケースを診断し、治療法を見つけようとするこ

とだと、正直に言ってもいいと思う」というように、少年司法に治癒的機能があると捉えていた (Wilbur 1912a: 23)。

しかしながら、少年裁判所は、すべての子どもたちの無秩序のための万能薬として期待されるべきではないし、「更生 (reform)」や治療がすべてのケースでうまくいくということを主張するものでもない。いくつかのケースは、彼らが世界にとって有用にあるいは誉れとなる前に、施設という庭師による、早急な移植や思い切った除去を必要とする。裁判所は、他の施設の仕事をするために呼び出されるべきではない。学校、教会、セツルメント、家庭、そして新聞社と緊密に協同する中でのみ、最も有利に働くことができる (Wilbur 1912a: 21)。

予防的機能や治癒的機能を持つとされる保護観察制度であったが、それは、すべてのケースで成功するわけではなく、決して「万能薬」ではないとされた。裁判所は、学校、教会、セツルメント、家庭、そして新聞社と協同してのみ、効果的な働きをすることができた。つまり、学校をはじめとする、子どもの保護に関わる組織の複合的関係性のなかで、子どもたちの秩序を保とうとしたのであった。

おわりに

以上のように、1903年のカリフォルニア州の少年裁判所法の制定以後の保護観察制度の展開において、保護観察官は、家庭だけでなく学校との関係性を構築しながら、子どもの保護に取り組んでいった。

本稿での検討を通して、カリフォルニア州の保護観察制度とその下での保護観察官の活動について、いくつかの特徴が見出された。第一に、全米慈善矯正会議で提案された少年裁判所と公立学校の連携は、カリフォルニア州では、積極的に取り組まれていたといえる。少年裁判所法において明示されるように、保護観察官は怠学取締官に相当する権限を持っていた。先行研究においては、保護観察官による家庭への介入に焦点が当てられがちであったが、家庭だけでなく公立学校との連携が緊密に行われていた。第二に、カリフォルニア州では、1903年の少年裁判所法の要保護児童の定義に「学校を継続的に怠学している者」が明記された。少年裁判所法の成立自体が子どもへの配慮の革新的変化とまでは言えないものの、怠学児童が保護の対象として法律に明記されたことの意義は大きい。第三に、少年裁判所は、輔導された子どもを単に罰するだ

けではなく、保護観察制度を利用することによって、犯罪の予防や治療、すなわち教育を行うことを試みた。

少年裁判所と公立学校の間で保護観察官が媒介者となり、実質的な子どもの監視を行い、教育を補完していた。この関係性は、少年裁判所と公立学校の間にとどまらない。年次報告書では、怠学取締官、ペアレンタル・スクール、労働委員会の「知を結集」することや、教会、セツルメント、家庭、新聞社と協同することが示唆されている。子どもの保護を行うにあたって、複数のアクターの連携を構築しようとしていたのである。本稿で解明しようとした保護観察官と都市公立学校、その他の組織の関係性は、「保護複合体」の構築を示唆するものであった。

本稿では、先行研究で見過ごされてきた少年司法と都市公立学校の連携という視点で検討を行ってきた。史料の制約上、人種・エスニシティの問題について論じることができなかったが、この論点については今後の検討課題としたい。

【謝辞】

本研究はJSPS 科研費 JP20K13724の助成を受けたものです。

【註】

- (1) ただし、フェミニストの研究者が、福祉を「女性の問題」として、その歴史性を強調してきたことについては批判もある (Willrich 2000; Hurl and Tucker 1997: 929)。
- (2) 後藤は、カリフォルニア州サンディエゴの保護観察制度について論じているが、研究対象は成人男性家長による扶養義務不履行と家族遺棄についてであり、子どもの保護観察制度を対象とする本稿とは視点が異なる (後藤2010)。また、ウォルコットは、1920年代から1930年代の非行児童問題へのロサンゼルス市警察の対応の変化について論じているが、少年裁判所下の保護観察制度については、分析の主要な対象とはしていない (Wolcott 2005)。
- (3) 1916年の全米慈善矯正会議の実行委員会には、ハルハウスのジェーン・アダムスや、第1回ホワイトハウス会議の運営者 (フォーマー・フォークス、ジュリアン・W・マック等) が名を連ねている。また、児童部会の議長は、連邦児童局長のジュリア・C・ラスロップが務め、児童部会での報告者には、少年裁判所裁判官や保護観察官のほか、ア

ダムスとともにハルハウスで働いたフローレンス・ケリーも報告している。そのほかには、ニューヨーク市公教育協会や、児童家庭委託援助協会、全米児童労働委員会の代表者や、ニューヨーク市教育長、米国公衆衛生サービスの医師等も、報告を行なった。全米慈善矯正会議は、当時の子どもの保護や教育に関わる組織の代表者が集まり、情報を共有する場であったと言える。

- (4) 保護観察官の人数は、1906年に3名にまで減らされている。本論でも触れているように、1906年4月18日、サンフランシスコで大地震が発生し、市中で大規模な火災が発生したために、経費削減を余儀なくされたことが、その理由であった。一方で、地震発生以後、保護観察の業務自体は増加していた (SFJC 1906: 7, 9)
- (5) 林の指摘によれば、非行児童対策の中心にあったのは、重罪を犯した子どもよりもむしろ「要保護児童」であった (林2006: 89)。

【引用文献】

- 一番ヶ瀬康子1963『アメリカ社会福祉発達史』光生館
- 菊田幸一1968「欧米諸国におけるプロベーション法制の史的考察」『明治大学社会科学研究所紀要』第6巻、29-78頁
- 倉石一郎2014『アメリカ教育福祉社会史序説－ビジティング・ティーチャーとその時代』春風社
- 後藤千織2010「20世紀初頭のアメリカにおける福祉政策と男性労働者の規律化－扶養義務不履行・家族遺棄の裁判事例から」『ジェンダー史学』第6巻、43-54頁
- 林雅代2006「『子ども期』のイデオロギーとアメリカ非行少年対策の展開」『社会と倫理』第20号、80-94頁
- Board of Supervisors of Los Angeles County (BSLAC). 1912. 'The new juvenile court law 1911,' pp.129-147 in *Report and Manual for Probation Officers of the Superior Court Acting as Juvenile Court Los Angeles County California*, ed. California Board of Supervisors of Los Angeles County. California: Commercial Printing House.
- California State Board of Charities and Corrections (CSBCC). 1905. *First Biennial Report of the State Board of Charities and Corrections of the State of California from July 1, 1903, to June 30, 1904*. Sacramento: Superintendent State Printing.
- California State Board of Charities and Corrections (CSBCC). 1906. *Second Biennial Report of the State Board of Charities and Corrections of the State of California from July 1, 1904, to June 30, 1906*. Sacramento: SUPT. State Printing.
- Cunningham, Hugh. 2005. *Children and Childhood in Western Society since 1500*. Harlow: Routledge. (ヒュー・カニンガム2013『概説子ども観の社会史－ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』北本正章訳、新曜社)
- Deffenbaugh, W. S. 1914. 'Compulsory attendance laws in the United States,' pp.7-77 in *Compulsory School Attendance*, ed. United States Bureau of Education. Washington: Government Printing Office.
- Donzelot, Jacques. 1979. *The Policing of Families: Welfare versus the State*. London: Hutchinson & Co. (ジャック・ドンズロ1991『家族に介入する社会－近代家族と国家の管理装置』宇波彰訳、新曜社)
- Gascoyne, John J. 1916. 'How can the probation officer best help the teacher?' pp.583-585 in *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction at the Forty-Third Annual Session*, ed. National Conference of Charities and Correction. Chicago: The Hildmann Printing Co.
- Hurl, Lorna F. and David J. Tucker. 1997. 'The Michigan county agents and the development of juvenile probation, 1873-1900.' *Journal of Social History*, 30(4) pp.905-935.
- Jones, Kathleen W. 1999. *Taming the Troublesome Child: American Families, Child Guidance, and the Limits of Psychiatric Authority*. Cambridge: Harvard University Press. (キャスリーン・W・ジョーンズ2005『アメリカの児童相談の歴史－児童福祉から児童精神医学への展開』小野善郎訳、明石書店)
- Knupfer, Anne M. 1999. 'Professionalizing probation work in Chicago, 1900-1935.' *Social Service Review*, 73(4) pp.478-495.
- Lathrop, Julia C. 1916 'Introductory statement by the chairman,' pp.555-556 in *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction at the Forty-Third Annual Session*, eds. National Conference of Charities and Correction. Chicago: The Hildmann Printing Co.
- Latimer, Wilmer J. 1916. 'The juvenile court in its relation to public education,' pp.576-583 in *Proceedings of the National Conference of*

- Charities and Correction at the Forty-Third Annual Session*, eds. National Conference of Charities and Correction. Chicago, IL: The Hildmann Printing Co.
- Mennel, Robert M. 1973. *Thorns & Thistles: Juvenile Delinquents in the United States, 1825-1940*. Durham: University of New Hampshire.
- Murasky, Frank J. 1911. 'From the bench,' pp.7-9 in *Annual Report*, eds. The Juvenile Court of the City and County of San Francisco. San Francisco: Foster & Short Printers.
- National Conference of Charities and Correction (NCCC). 1916. 'Membership of the national conference of charities and correction,' pp. iv-v in *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction at the Forty-Third Annual Session*, eds. National Conference of Charities and Correction. Chicago: The Hildmann Printing Co.
- Platt, Anthony M. 1977. *The Child Savers: The Invention of Delinquency*. Chicago: University of Chicago Press. (アンソニー・M・プラット1989『児童救済運動－少年裁判所の起源』藤本哲也・河合清子訳, 中央大学出版部)
- San Francisco Juvenile Court (SFJC). 1906. *A Report*, San Francisco.
- San Francisco Juvenile Court (SFJC). 1911. *Annual Report*. San Francisco: Foster & Short Printers.
- San Francisco Juvenile Court (SFJC). 1917. 'Report of probation officer,' pp.5-23 in *Annual Report San Francisco Juvenile Court for the Year 1916 and Report of the San Francisco Juvenile Detention Home for the Fiscal Year Ending June 30, 1917*, San Francisco.
- San Francisco Juvenile Court (SFJC). 1932. *Annual Report*, San Francisco: Press of Pernau-Walsh Printing Co.
- Todd, Arthur J. 1906. 'From the probation officer,' pp.7-23 in *Annual Report*, eds. The Juvenile Court City and County of San Francisco, California. San Francisco.
- Tyack, David and Michael Berkowitz. 1977. 'The man nobody liked: toward a social history of the truant officer, 1840-1940.' *American Quarterly*, 29(1) pp.31-54.
- Vanstone, Maurice. 2008. 'The international origins and initial development of probation: an early example of policy transfer.' *The British Journal of Criminology*, 48(6) pp.735-755.
- Wilbur, Curtis D. 1912a. 'Delinquent children,' pp.17-29 in *Report and Manual for Probation Officers of the Superior Court Acting as Juvenile Court Los Angeles County California*, ed. California Board of Supervisors of Los Angeles County. California: Commercial Printing House.
- Wilbur, Curtis D. 1912b. 'Instructions to probation committee concerning the nomination and appointment of probation officers given in April, 1911,' pp.66-74 in *Report and Manual for Probation Officers of the Superior Court Acting as Juvenile Court Los Angeles County California*, ed. California Board of Supervisors of Los Angeles County. California: Commercial Printing House.
- Wilbur, Curtis D. 1912c. 'Juvenile court,' pp.11-16 in *Report and Manual for Probation Officers of the Superior Court Acting as Juvenile Court Los Angeles County California*, ed. California Board of Supervisors of Los Angeles County. California: Commercial Printing House.
- Willrich, Michael. 2000. 'Home slackers: men, the state, and welfare in modern America.' *The Journal of American History*, 87(2) pp.460-489.
- Willrich, Michael. 2003. *City of Courts: Socializing Justice in Progressive Era Chicago*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wolcott, David. 2003. 'Juvenile justice before juvenile court: cops, courts, and kids in turn-of-the-century Detroit.' *Social Science History*, 27(1) pp.109-136.
- Wolcott, David. 2005. *Cops and Kids: Policing Juvenile Delinquency in Urban America, 1890-1940*. Columbus: Ohio State University Press.